



しゃきしゃき笑顔で健康

西東京市健康都市宣言



運動やスポーツのある生活を楽しみましょう

～健康に関する市の取り組み～

障害のある方の健康づくりや、地域でのスポーツレクリエーションを推進するため、スポーツ支援事業を実施しています。毎月第3土曜日に、障害のある方が西東京市スポーツセンターを拠点として、障害者スポーツ指導員・補助員・ボランティアと一緒に、体操

や球技などの各種スポーツレクリエーション活動を行っています。

□委託先 NPO法人ウーノの会
(☎042-424-7775)

◆障害福祉課保(☎042-438-4033)

◆健康課保(☎042-438-4037)

休日診療

※健康保険証、診察代をお持ちください。

医科(受診の際は小児科など診療科目をお問い合わせのうえ、お出かけください)			
診療時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後5時	午前10時～正午 午後1時～4時 午後5時～9時
5日	佐々総合病院 田無町4-24-15 ☎042-461-1535	整形外科高橋クリニック 南町5-3-12 ☎042-461-8822	休日診療所 中町1-1-5 ☎042-424-3331 ※上記診療所では、 歯科診療は行っていません。
12日	保谷厚生病院 栄町1-17-18 ☎042-424-6640	廣川クリニック 東町4-8-28 JUN西東京市101 ☎042-425-6476	※受付時間は、各診療終了時間の30分前までです。
歯科(受診の際は、お問い合わせのうえ、お出かけください)			
受付時間	午前10時～午後4時		
5日	歯科吉岡 谷戸町3-26-2 ☎042-421-8141	仲川歯科医院 ひばりが丘北2-8-15 ☎042-422-5450	
12日	野口歯科医院 西原町4-3-49 ☎042-467-3955	文理台歯科医院 東町6-1-24 ☎042-424-4182	

電話相談

医療相談 (西東京市医師会)	8月の相談はお休みです。	
歯科相談 (西東京市歯科医師会)	8月3日・10日・17日・24日・31日 いずれも金曜日 午後0時30分～1時30分	☎042-466-2033

みんなの伝言板

※特に記載のないものは、無料です。
※内容についてのお問い合わせは、各サークルへお願いします。

「みんなの伝言板」(サークル紹介)は、個人情報が含まれているため、削除してあります。

マナーを守って動物を飼いましょう



ふん・尿をさせたまま放置する、リードから放しているなど、動物に関する苦情が寄せられています。このようなことが多く起こると、動物を飼いつらい状況をつくり、マナーを守って飼っている人も非難を受けてしまいます。

ペットは家族の一員であるだけでなく、地域住民の一員でもあります。人と動物が一緒に暮らすために、周辺環境への配慮は欠かせません。

◆環境保全課(☎042-438-4042)

犬を飼っている方へ

①犬の登録・狂犬病予防注射をしましょう

法律により、生後91日以上の子犬は登録が必要です。また狂犬病の予防注射を年1回受けなければなりません。犬鑑札と狂犬病予防注射済票は必ず犬に着けてください。迷子になったときにも連絡がとれます。

②ふん・尿の始末をしましょう

市に寄せられる苦情の中で最も件数の多い内容です。他人の犬のふん・尿を片付けなければならないのは誰でも不快です。ふんは必ず持ち帰って始末してください。また尿をした場所は水で洗い流してください。悪臭の原因にもなります。

③犬をリードでつなぎましょう

飼い主にとってはおとなしい犬でも、他人にはどのような行動をとるか分かりません。犬が苦手・怖いと思う人には、非常に怖い存在になります。リードでつなぐことはもちろん、犬のとなりの行動に備えて短めに持つてください。長すぎると犬を制御しきれないことがあります。リードでつなぐことで犬を交通事故などから守ることもなります。

猫を飼っている方へ

①猫は屋内で飼いましょう

屋外で飼うとふん尿・マーキングなどで近隣に迷惑をかける場合があるほか、交通事故・感染症・猫同士のケン

力など、猫にとっても危険が多いものです。

②首輪など身元がわかるような表示をしましょう

迷子になったときに連絡がとれます。また飼い主のいない猫と見分けることもできます。

飼い主のいない猫へ餌を与えている方へ

①ふん・尿の始末をしましょう

ふん・尿でお困りの方からの苦情が寄せられています。トイレの設置、清掃をお願いします。

②置き餌はやめましょう

餌は時間を決めて与え、食べ残しは必ず片付けましょう。ネズミやカラスなどが増える原因にもなります。

③不妊去勢手術をしましょう

市では飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成する制度を実施しています。数が増えないよう不妊去勢手術を行いましょう。

④猫を飼ってくれる人を探しましょう

犬や猫を捨てないでください

一度飼い始めたら生涯飼うことが飼い主の義務です。飼うことがどうしても難しくなった場合は、新しい飼い主を探してください(愛玩動物を捨てる、虐待することは犯罪です)。